高松市週休2日モデル工事実施要領(令和4年4月1日施行)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、労働環境の改善に対する建設業者の意識の向上を図るために実施する高松市週休2日モデル工事の<u>実施</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 対象期間 現場着手日から<u>現場作業完了日</u>までの期間をいい、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は含まない。

(休工の実績)

第10条 確保された休工日の日数は、対象期間について、現場

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、労働環境の改善に対する建設業者の意識の向上を図るために実施する高松市週休2日モデル工事の<u>試行</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 対象期間 現場着手日から<u>しゅん工日</u>までの期間をいい、 年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施 している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者が あらかじめ対象外としている内容に該当する期間及び受注者 の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は含まない。

(休工の実績)

第10条 確保された休工日の日数は、対象期間について、現場

着手日から起算する4週ごとに算出し、4週ごとの最少の確保日数を当該工事における休工の実績とする。この場合において、最終期の末日から工事の<u>現場作業完了日</u>までの期間が4週に満たないときの休工の実績の算出は、別表に定めるところによる。

2 前項の休工の実績は、<u>4週8休以上</u>を達成した場合に限り認める。

「削る]

「削る]

3 略

着手日から起算する4週ごとに算出し、4週ごとの最少の確保日数を当該工事における休工の実績とする。この場合において、最終期の末日から工事の<u>しゅん工日</u>までの期間が4週に満たないときの休工の実績の算出は、別表に定めるところによる。

- 2 前項の休工の実績は、<u>次の各号に掲げる発注方式の区分に応</u> じ、当該各号に定める状況を達成した場合に限り認める。
 - (1) 発注者指定型 4週8休以上
 - (2) 受注者希望型 4週6休(対象期間において、休工日の日 数が、現場着手日から起算する4週ごとに6日含まれる状態を いう。)以上
- 3 略

別表(第10条関係)

最終期の末日から現場作業 完了日までの日数	休工日の日数	
1	0	
2	0	
3	0	
4	0	
5	0	
6	0	
7	1	
8	2	
9	2	
10	2	
11	2	
12	2	
13	3	
14	3	
15	4	
16	4	
17	4	
18	4	
19	4	
20	5	
21	5	
22	6	
23	6	
24	6	
25	6	
26	6	
27	7	
実績	4週8休	

別表(第10条関係)

最終期の末日から しゅん工日までの	休工日の日数		
日数	A欄	B欄	C欄
1	0		
2	0		
3	0		
4	0		
5	0		
6	0		
7	1		
8	2		1
9	2		1
10	2		
11	2		
12	2		
13	3		2
14	3		2
15	4	3	
16	4		3
17	4		3
18	4		3
19	4		
20	5		4
21	5		4
22	6	5	4
23	6	5	4
24	6		5
25	6		5
26	6		5
27	7	6	5
実績	4週8休相当	4週7休相当	4週6休相当

- 1 休工日の日数がA欄に属する場合 4週8休相当
- 2 休工日の日数がB欄に属する場合 4週7休相当
- 3 休工日の日数がC欄に属する場合 4週6休相当

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市週休2日モデル工事実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約の申込みの誘引を行う案件について適用し、同日前に 契約の申込みの誘引を行った案件については、なお従前の例による。